

## 練馬区における就学相談手続きの見直し（案）について

## ＜現状と課題＞

- 1 すべての就学相談申込者に対して、発達検査を含めた第一回相談につなげている。このことから、特別支援学校・特別支援学級等への就学の意思がある方と、相談だけを行う方が混在し、全体的な就学相談の遅れにつながっている。
- 2 第一回相談では、原則として学務課の就学心理相談員が発達検査を実施することとなっている。医療機関や療育機関等において、当該検査を実施する予定であっても、学務課での検査を優先することとしていることから、第一回相談に時間を要する（一件あたり、1時間30分程度）原因となっている。
- 3 小学校の就学相談件数の増加により、第二回相談を経た就学先の決定が年々遅くなり、保護者と就学先の小学校に影響を及ぼしている。

○小学校就学相談件数 (件)

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
159	171	186	207	227

- 4 第二回相談では特別支援学級設置校長により、保護者と児童への面談を実施している。一件につき、20分程度の所要時間により面談を実施しているが、出席校長は短時間の面談状況のみで適切な就学先を判断しなければならなくなっている。
- 5 第二回相談実施後、就学相談の際の状況や在園・在校資料等を総合的に勘案し、適切な就学先について教育委員会が決定している。教育委員会の検討結果と保護者の意向が異なる場合、保護者との合意形成に時間を要し、このことが最終的な就学先の決定の遅れの原因につながっている。
- 6 知的障害の程度が軽く、保護者が知的障害学級の利用を希望していない事例について、知的障害学級への入級を行わない場合は特別支援教室（情緒障害等通級指導学級）の利用が適切ではないかと想定される場合がある。しかしながら、現在の練馬区教育委員会の判断基準では、知的障害学級と特別支

援教室の利用者については明確に区分されるという考え方としている。このことから、当該事例では、通常の学級単独での指導・支援となってしまう。

- 7 小学校入学時に知的障害学級に入級し、適切な学習環境のもと能力が伸長し、小学校6年生時点でのIQが100を超える事例がある。中学校でも知的障害学級への入級を希望している場合、利用対象として認めることについての是非が生じている。

#### <対策>

- 1 就学相談の申込があったときに、明らかな就学先の意思がある方と一般相談の方を区分けして受け付ける。一般相談者については、相談の結果によって、第一回相談につなげていく。
- 2 医療機関や療育機関等において発達検査を実施する場合は、可能な範囲で当該検査結果を活用することとし、第一回相談に要する時間の短縮を図る。
- 3 第2回相談時における行動観察では、1日当たり最大で12名の児童を対象としているが、1日当たりの対象児をさらに増やすことで、就学先決定の迅速化を図る。
- 4 第2回相談時、特別支援学級設置校長には校長面談での児童の状況確認と合わせて行動観察の場面にも参加してもらうことで、相談日当日の児童の状況を総合的に把握することができるようにする。
- 5 教育委員会が決定した適切な就学先にとらわれずに、保護者への提案についてはより柔軟な考え方で臨む。
- 6 知的障害の程度が軽く、保護者が知的障害学級の利用を希望していないケースについては、状況により知的障害学級または特別支援教室のいずれも利用の提案することができるように検討を進める。
- 7 明らかな知的障害はないが特別支援学級での指導が必要なケースなど、慎重な判断が必要なものについては、就学相談時の発達検査や行動観察の状況だけでなく、当該児童にとって最も適切と考えられる就学先を総合的にかつ、柔軟性をもって判断する。